

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 1 6 号

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則（昭和 5 1 年鈴鹿市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<u>（入居者資格）</u> 第 2 条 略 2 略 <u>（入居決定通知書）</u> 第 4 条 市長は、条例第 5 条第 1 項の規定により改良住宅の入居を決定したときは、改良住宅入居決定通知書（第 2 号様式）<u>により入居決定者に通知する。</u> <u>（契約書の添付書類等）</u> 第 5 条 <u>条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する</u>契約書には、<u>入居決定者及び連帯保証人の</u>印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類を<u>添付するものとする。</u> 2 <u>条例第 6 条第 5 項に規定する特別な事情</u><u>については、鈴鹿市市営住宅条例施行規則</u> <u>（平成 9 年鈴鹿市規則第 64 号）第 7 条第 2</u>	<u>（入居の資格）</u> 第 2 条 略 2 略 <u>（入居承認書）</u> 第 4 条 市長は、条例第 5 条の規定により改良住宅の入居を決定したときは、改良住宅入居決定通知書（第 2 号様式）<u>を交付するものとする。</u> <u>（契約書の添付書類等）</u> 第 5 条 契約書には、<u>改良住宅の入居を決定された者（以下「入居決定者」という。）</u>及び連帯保証人の印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類を<u>添付させるものとする。</u> 2 <u>条例第 6 条第 3 項に規定する特別な事情</u><u>は、次に掲げるものとする。</u>

項の規定を準用する。

(連帯保証人)

第5条の2 入居者は、次の各号に掲げるとき、又は入居者において連帯保証人の変更をしようとするときは、速やかにこれに代わる連帯保証人を定め、契約書を添えて市長の承認を受けなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が連帯保証人を不適當と認めるとき。

2 略

(緊急連絡先)

第5条の3 条例第6条第5項の規定により連帯保証人の連署を必要としない者は、緊急の際に市長が確実に連絡することができる者(以下この条において「緊急連絡先となる者」という。)を定め、改良住宅緊急連絡先届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の緊急連絡先届出書には、緊急連絡先となる者の住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添付するものとする。

(入居者の決定の取消し)

(1) 入居決定者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者であるとき。

(2) 入居決定者に3親等以内の親族がないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な事情があると認めたとき。

(連帯保証人)

第5条の2 入居者は、次の各号に掲げるとき又は入居者において連帯保証人の変更をしようとするときは、速やかにこれに代わる連帯保証人を定め、契約書を添えて市長の承認を受けなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が連帯保証人を不適當と認めたとき。

2 略

(緊急連絡先)

第5条の3 条例第6条第3項の規定により連帯保証人の連署を必要としない者は、緊急の際に市長が確実に連絡することができる者(以下この条において「緊急連絡先となる者」という。)を定め、緊急連絡先届出書(様式第3号の2)を市長に提出しなければならない。

2 前項の緊急連絡先届出書には、緊急連絡先となる者の住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添付させるものとする。

(入居決定の取消し)

第6条 市長は、入居決定者について、条例第7条の規定によりその入居者としての決定を取り消したときは、改良住宅入居者決定取消通知書（第4号様式）により通知する。

（入居の承継）

第7条 条例第8条第1項の規定により入居の承継の承認を受けようとする者は、改良住宅入居承継承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、改良住宅入居承継承認（不承認）決定通知書（第6号様式）により当該申請をした者に通知する。

（同居の承認等）

第8条 条例第9条第1項の規定により同居の承認を受けようとする者は、改良住宅同居承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、改良住宅同居承認（不承認）決定通知書（第8号様式）により当該申請をした者に通知する。

3 条例第9条第3項の規定により同居者の異動の届出をしようとする者は、改良住宅同居者異動届出書（第8号の2様式）を市長に提出しなければならない。

（家賃又は敷金の減免又は徴収猶予）

第9条 条例第11条に規定する家賃の減免若しくは徴収猶予又は第13条の2に規定する

第6条 市長は、改良住宅への入居を決定した者について、条例第7条の規定によりその入居の決定を取り消したときは、改良住宅入居決定取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（入居の承継）

第7条 条例第8条第1項の規定により市長の承認を受けようとするときは、改良住宅入居承継承認申請書（第5号様式）を提出しなければならない。

2 条例第8条第1項の承認は、改良住宅入居承継承認書（第6号様式）によるものとする。

（同居の承認）

第8条 条例第9条第1項の規定により市長の承認を受けようとするときは、改良住宅同居承認申請書（第7号様式）を提出しなければならない。

2 条例第9条第1項の承認は、改良住宅同居承認書（第8号様式）によるものとする。

（家賃の減免又は徴収猶予）

第9条 条例第14条に規定する家賃の減免又は徴収猶予は、おおむね次の各号に掲げる

敷金の減免若しくは徴収猶予は、おおむね次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準により行うものとする。

(1)～(3) 略

2 入居者は、前項の規定による家賃又は敷金の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、改良住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、改良住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）決定通知書（第9号の2様式）により当該申請をした者に通知する。

(用途の併用等)

第10条 入居者は、条例第17条第2項第2号ただし書の承認を受けようとするときは、改良住宅一部用途併用承認申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、改良住宅一部用途併用承認（不承認）決定通知書（第10号の2様式）により当該申請をした者に通知する。

3 条例第17条第2項第2号の承認は、住宅以外の用途に併用することがその住宅団地の福祉上又は管理上特に必要であると認められる場合で、近隣の妨害とならないとき

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準により行うものとする。

(1)～(3) 略

2 前項の規定による家賃の減免又は徴収猶予の申請は、改良住宅徴収猶予家賃減免申請書（第9号様式）によるものとする。

(入居者の保管義務)

第10条 条例第17条第2項第2号の承認をする場合は、その目的がその住宅団地の福祉又は管理上特に必要であると認められるもので近隣の妨害となり若しくは汚損の懸念のない場合に限るものとする。

2 条例第17条第2項第2号の市長の承認を受けようとする者は、改良住宅用途一部変更承認申請書（第10号様式）を提出しなければならない。

3 条例第17条第2項第3号の承認をする場合は、住宅の保全に支障のない程度のもので、環境、外観、保健衛生その他実情を勘案し、必要やむを得ないと認められる場合に

<u>及び汚損の懸念のないときに限り行うものとする。</u> 4 <u>入居者は、条例第17条第2項第3号ただし書の承認を受けようとするときは、改良住宅模様替え承認申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。</u> 5 <u>市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、改良住宅模様替え承認（不承認）決定通知書（第11号の2様式）により当該申請をした者に通知する。</u> 6 <u>条例第17条第2項第3号の承認は、模様替えが住宅の保全に支障のない程度のもので、環境、外観、保健衛生その他実情を勘案し、必要やむを得ないと認められる場合に限り行うものとする。</u> （住宅の返還） 第11条 <u>条例第18条第1項の規定による届出は、改良住宅返還届出書（第12号様式）によるものとする。</u> <u>（身分証票）</u> 第13条 <u>条例第23条第3項に規定する身分を示す証票は、身分証明書（第14号様式）とする。</u>	<u>限るものとする。</u> 4 <u>条例第17条第2項第3号の承認を受けようとする者は、改良住宅模様替え、増築、敷地内の工作物建設等承認申請書（第11号様式）を提出しなければならない。</u> （住宅の返還） 第11条 <u>条例第18条の規定による届出は、改良住宅返還届（第12号様式）によるものとする。</u>
---	--

第1号様式から第8号様式までを次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

改良住宅入居申込書

入居申込者	フリガナ			生年月日	年	月	日
	氏名			電話番号			
	現住所	〒 ー					
	勤務先	名称			電話番号		
所在地							
同居予定者	続柄	フリガナ	生年月日		職業又は勤務先	同居別居の区分	
		氏名					
			年 月 日			同居別居	
			年 月 日			同居別居	
		年 月 日			同居別居		
		年 月 日			同居別居		
現在住んでいる住宅		1 持家 2 親又は兄弟の家 3 間借り 4 社宅又は寮 5 借家又はアパート 6 その他（ ）					
上記のとおり相違ありませんので、必要書類を添えて、改良住宅の入居を申し込みます。 なお、鈴鹿市が入居者資格を審査するに当たり、入居申込者及び同居予定者の世帯状況、暴力団員でないことを調査することに同意し、入居者資格に該当しないとき、この申込書に偽りがあるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。 年 月 日 （宛先）鈴鹿市長 入居申込者氏名 _____							

鈴 第 号
年 月 日

鈴鹿市長 印

下記のとおり条件を付して改良住宅の入居を決定しましたので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第4条の規定により通知します。

6 正当な事由なく入居指定日から 1 か月以内に入居しないとき又は入居申込時の同居家族が入居しないときは、この決定を取り消すことがあります。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所

氏名

電話番号

改良住宅緊急連絡先届出書

連帯保証人の連署を必要としないことから、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第 5 条の 3 第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

(フリガナ) 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒 —		
電話番号	自宅 () —	入居者との関係	
	携帯 — —		

備考

- 1 入居者又は同居者以外の方を記入し、その方の住民票の写しを添付してください。
- 2 火災や漏水事故、安否確認等の際に入居者又は同居者の方と連絡が取れない場合、緊急連絡先に連絡します。
- 3 緊急時の対応の協力をお願いする場合がありますので、なるべく親族の方で、鈴鹿市内に居住している方を連絡先としてください。

第 4 号様式（第 6 条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

改良住宅入居者決定取消通知書

年 月 日付け鈴 第 号で決定しました改良住宅の入居
について、下記の理由により入居者としての決定を取り消しましたので、鈴鹿市小
集落改良住宅管理条例施行規則第 6 条の規定により通知します。

記

理由

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所

氏名

電話番号

改良住宅入居承継承認申請書

入居の承継をしたいので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

団地名及び住宅番号			
現入居者氏名		現入居者と 申請者の関係	
入居年月日		同居年月日	
承継の理由	1 死亡 2 退去		
承継発生年月日			
引き続き入居しようとする者の氏名	続柄	生年月日	職業又は勤務先
	本人		
入居の承継を申請するに当たり、承継しようとする者の世帯状況及び暴力団員でないことの調査に同意します。			
（宛先） 鈴鹿市長		年 月 日	
		申請者 氏名	
住宅管理人の意見	住宅管理人氏名		

備考

- 1 死亡又は退去の事実を証明する書類（住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書（戸籍謄本）等）を添付すること。
- 2 現入居者と申請者との続柄等を証明する書類（住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書（戸籍謄本）等）を添付すること。

第 6 号様式（第 7 条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

改良住宅入居承継承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました入居承継の承認について、下記
のとおり決定しましたので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第 7 条第 2 項
の規定により通知します。

記

1 次のとおり承認する。

団地名及び住宅番号			
承継する者の氏名			
引き続き入居しようとする者の氏名	続柄	生年月日	
	本人		

備考

承認する者は、承認の日から 1 4 日以内に契約書を提出し敷金を納付してください。

2 次の理由により不承認とする。

理由

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所

氏名

電話番号

改良住宅同居承認申請書

下記の者を同居させたいので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により申請します。

記

氏名	続柄	生年月日	現住所	職業又は勤務先
申請の理由				同居期間

備考

入居者との続柄等を証明する書類（住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書（戸籍謄本）等）を添付すること。

同居予定者記入欄	
同居を申請するに当たり、同居予定者の世帯状況及び暴力団員でないことの調査に同意します。	
年 月 日	
（宛先） 鈴鹿市長	
同居予定者 氏名	氏名
氏名	氏名
備考 この欄は、同居予定者本人がそれぞれ自署してください。	

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

改良住宅同居承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました改良住宅同居承認について、下記のとおり決定しましたので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 次のとおり承認する。

同居承認する者の氏名	続柄	生年月日	現住所

2 次の理由により不承認とする。

理由

第 8 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 8 号の 2 様式（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所
氏名
電話番号

改良住宅同居者異動届出書

同居者に異動が生じたので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第 8 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

氏名	続柄	生年月日	現住所	職業又は勤務先	入退去 の別
異動の理由	1 出生 2 死亡 3 結婚 4 離婚 5 その他（ ）				
異動年月日	年 月 日				

備考

- 1 氏名等を証明する書類（住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書、戸籍謄本等）を添付すること。
- 2 異動の理由を証明する書類（住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書、戸籍謄本等）を添付すること。

第9号様式を次のように改める。

第 9 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

改良住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）申請書

家賃 減 免
敷金 の 徴収猶予 を受けたいので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

現行	敷金			円	家賃月額		円
減免又は徴収猶予の希望期間			年 月 日から 年 月 日まで				
世帯員の状況	氏名		続柄	生年月日	職業又は勤務先		月収
			本人				円
							円
							円
							円
							円
生計の状況	収入			支出			
	項目	金額		項目	金額		
		円			円		
		円			円		
		円			円		
		円			円		
申請の理由							

- 備考
- 1 住民票の写しを添付すること。
 - 2 生活困窮の状況にあることを証明する書類（退職証明書、給与支払証明書等）を添付すること。

第 9 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 9 号の 2 様式（第 9 条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

改良住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました家賃 減 免 の 徴収猶予 について、下敷金

記のとおり決定しましたので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第 9 条第 3 項の規定により通知します。

記

現行	敷金	家賃月額
	円	円

減免額	敷金	家賃月額
	円	円

減免後の額	敷金	家賃月額
	円	円

減免又は徴収猶予 の期間	1	年	月	日から	年	月	日まで
	2	年	月	日から	明渡し時まで		

第 1 0 号様式を次のとおり改める。

第 1 0 号様式（第 1 0 条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

改良住宅一部用途併用承認申請書

改良住宅を住宅以外の用途に一部併用して使用したいので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

目的又は理由	
使用したい期間	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から明渡し時まで

住宅管理人の意見	住宅管理人氏名
----------	---------

備考 一部用途併用が改良住宅の模様替えに及ぶ場合については、改良住宅模様替え承認申請書（第 1 1 号様式）を併せて提出すること。

第 1 0 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 1 0 号の 2 様式（第 1 0 条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

改良住宅一部用途併用承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました一部併用の承認について、下記のとおり決定しましたので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 次のとおり承認する。

使用を承認する 内容	
使用を承認する 期間	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から明渡し時まで

2 次の理由により不承認とします。

理由

第 1 1 号様式を次のとおり改める。

第 1 1 号様式（第 1 0 条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所

氏名

電話番号

改良住宅模様替え承認申請書

模様替えをしたいので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第 1 0 条第 4 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 模様替えの概要

模様替えの内容	
目的又は理由	
工事期間	承認の日から約 日間
使用期間	

2 次の事項を遵守し、後日異議の申立てはしません。

（１） 模様替えについて、取り払いの指示があった場合は、自費で即時に無条件で撤去し、原状に復します。

（２） 住宅の明渡しの際は、退去前に自費で原状回復又は撤去を行います。

住宅管理人の意見	
	住宅管理人氏名

備考 模様替えの仕様図面等を添付すること。

第 1 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 1 1 号の 2 様式（第 1 0 条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

改良住宅模様替え承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました模様替えの承認について、下記のとおり決定しましたので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第 1 0 条第 5 項の規定により通知します。

記

1 次のとおり承認する。

模様替えの内容	
工事期間	
承認する期間	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から明渡し時まで

2 次の理由により不承認とします。

理由

第 1 2 号様式及び第 1 3 号様式を次のように改める。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所

氏名

電話番号

改良住宅返還届出書

改良住宅を返還したいので、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第 1 1 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

団地名及び部屋番号	
返還年月日	
転居先住所	
電話番号	
設置物の処理	有 無

住宅管理人氏名	
---------	--

第 1 3 号様式（第 1 2 条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

改良住宅明渡し請求書

下記の改良住宅の入居契約を解除し、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則第 1 2 条の規定により住宅の明渡しを請求しますので、 年 月 日までに、改良住宅を明け渡してください。

記

明渡しをすべき住宅 の団地名及び部屋番 号	
明渡し請求の事由	1 偽りその他不正の行為による入居 2 家賃を 3 月以上滞納 3 改良住宅又は共同施設を故意に毀損 4 正当な事由によらないで 1 月以上改良住宅を不使用 5 他に住居を取得し、生活の本拠を移転 6 入居者の保管義務違反 7 正当な事由なく、住宅監理員又は市長の指定した者 による立入検査を拒否 8 暴力団員であることが判明

第 1 3 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第14号様式（第13条関係）

（表）

第	号
身分証明書	
職	氏名
上記の者は、鈴鹿市小集落改良住宅管理条例第23条第1項の規定に基づく検査を行う者であることを証明する。	
年	月 日
鈴鹿市長	印

（裏）

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例抜粋
（立入検査）
第23条 市長は、改良住宅の管理上必要があるときは、住宅監理員若しくは市長の指定した者に随時改良住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。
2 前項の検査において、現に使用している改良住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該改良住宅の入居者の承諾を得なければならない。
3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の鈴鹿市小集落改良住宅管理条例施行規則の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この規則の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。